

2 福祉21ビーンズプランの背景

今日の社会福祉の仕組みと考え方は、1990年の社会福祉関係八法改正により大きく転換しました。それまでの社会福祉は国が社会福祉の考え方を決め、その執行を都道府県や市の福祉事務所に担わせる方式でした。例えばサービスの提供も生活保護に代表されるような金銭給付や、社会福祉施設へ入所させてサービスを提供するといった方法でした。しかしながら、1990年以降の社会福祉では、市町村が在宅福祉サービスを整備して、在宅福祉サービスと施設福祉サービスを住民の求めに応じて提供できるようになりました。つまり市町村が社会福祉のあり方や水準を決め、推進していくことになったのです。言葉を換えていえば、今日の社会福祉は「市町村を基盤として、在宅福祉サービスを軸にした地域福祉の計画的な推進の時代」になったといえます。

市町村ごとに地域福祉のあり方を決め、しかもそれを計画的に推進していくためには、何よりも住民の地域福祉への理解と関心を深め、住民の地域福祉への希望や要望を的確に把握していかななくてはなりません。茅野市地域福祉計画（福祉21ビーンズプラン）を策定していく過程で、地区ごとに地域福祉懇談会を開催し、各関係団体の意見を踏まえた上で、数多くの住民参加のもとに進めてきたのも、この考え方を大切にしたからです。

地域での自立生活を豊かに営むことができるためには、それが可能になるような多様な保健福祉サービスのメニューが整備されなければなりませんし、それを実際に利用できるようにする支援システムが大変重要になります。保健福祉サービスを住民の身近なところで、住民の「求めと必要」（ニーズ）に応じて利用できるようにするためには、市内をいくつかの保健福祉サービス地域（エリア）に分ける必要がありました。さらに、ケアマネジメント*（支援の必要な人や家庭への総合的・継続的な支援の方法）の手法を、保健師、訪問看護師、ホームヘルパー*、ソーシャルワーカー*（社会福祉に関する相談指導員）、あるいは「家庭医」等が身につけ、専門職がチームを組んで推進できるシステムづくりを進めようという取り組みも進めてきました。

本プランでは、既存の多様な社会資源を有効に活用することを前提に、「保健福祉サービス地域（エリア）」や、地域福祉をそれぞれが連携・協力しながら一つの仕組みとして推進していくための「地域福祉コーディネート」というシステムを導入しています。

また一方で、地域で一人ひとりの自己実現を図っていくためには、行政が制度として提供する保健福祉サービスだけでは十分ではありません。こども・家庭や障害児・者、高齢者が孤立することなく、地域活動に参加し、地域の人々と交流をしていくためには、隣近所の住民やボランティアの支援・協力がなければできません。保健福祉サービスを軸にした地域福祉を推進するためには、住民の地域福祉への理解と参加による「福祉コミュニティづくり」が必要です。

この具現化のために本プランでは、茅野市社会福祉協議会や各地区社会福祉協議会活動の充実を図るとともに、茅野市社会福祉協議会の地域生活支援係をそれぞれの保健福祉サービス地域（エリア）に配置し、個別支援と身近な地域での福祉活動の推進に努めることとしています。

茅野市の地域福祉は、今後このように変化している保健福祉のあり方、考え方を踏まえて推進していくと考えています。この「福祉21ビーンズプラン」はそれらの新しい保健福祉のサービス展開システムとして、茅野市の地域福祉を推進していくことを目的とした計画であり、市内の保健・医療・福祉・生涯学習の「総合計画」として位置づけられます。

*印のある用語説明は、110ページからの「用語の説明」に掲載しております。

■ワンポイント「地域福祉」と「社会福祉」

平成 12 年に制定された社会福祉法において、第 4 条「地域住民、社会福祉を目的とする事業を営業者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように、地域福祉の推進に努めなければならない。」という規定の中に「地域福祉」という言葉が使用されています。

茅野市では、この法律が施行される以前の「茅野市の 21 世紀の福祉を創る会」の設立当時から、「福祉」とは「保健・医療・福祉の連携・一体化と地域住民の参加・参画の基に行われる支援や支えあい」を意味する言葉として使われてきていましたが、福祉 21 ビーナスプラン（茅野市地域福祉計画）の策定により、この「福祉」を「地域福祉」という言葉に置き換えて、「共に生きていく」というノーマライゼーション*や地域自立生活支援との関係をより一層明確にしています。

また、本プランでは社会福祉法やその他の関連法にある制度としての社会福祉事業をさす場合は、社会福祉と記述しているところがあります。

■ワンポイント「地域福祉計画」

- ①高齢者・障害児者・児童といった対象者ごとに策定されている現在の計画を統合する。
- ②当事者である住民が参加して策定する。
- ③保健・医療・福祉の総合的な展開と併せて、教育、就労、住宅、交通などの生活関連分野との連携に配慮する。
- ④地域住民を施策の対象としてのみとらえるのではなく、地域福祉の担い手として位置づけるとともに、住民の自主的な活動と公的なサービスとの連携を図る。
(公助・共助・自助の役割分担についての合意を形成する)

* 印のある用語説明は、110 ページからの「用語の説明」に掲載しております。